

令和7年 第6回

## 小樽市農業委員会議事録

小樽市農業委員会

1 開催日時 令和7年6月26日(木) 午前10時00分

2 公示日 令和7年6月16日(月)

3 開催場所 小樽市役所本館2階 市長応接室

4 出席委員 (11名)

会 長	11番	北島	吉治
委 員	1番	田口	玲子
	2番	澤田	幸孝
	3番	浜谷	礼子
	5番	木露	正敏
	6番	古里	和夫
	7番	佐々木	晴男
	8番	三國	幸一
	9番	岩部	利治
	10番	川畑	正美
	14番	本間	俊一

5 欠席委員	4番	吉川	孝一
	13番	長多	誠吉

6 議事日程

< 議案 >

議案第1号(農地係)

農地法第3条の規定による許可申請について

< 報告 >

報告第1号(農地係)

現況証明書交付の報告について

報告第2号(農地係)

農地法第5条第1項第6号の規定による届出書について

報告第3号(農地係)

土地現況の照会書に対する回答報告について

< その他 >

7 農業委員会事務局職員

事務局長 嶋崎 哲也

振興係長 樋口 博一

農地係長 世戸 幹彦

振興係 堀田 湧祐

農地係 林 光佑

8 会議の概要

事務局長	<p>定刻前ですが、皆様お揃いのようなので、令和7年第6回小樽市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>出席委員は13名中11名出席しておりますので、当会は成立していることを御報告いたします。</p> <p>以降の議事の進行は、小樽市農業委員会会議規則第9条の規定により、北島会長にお願いします。</p>
議長	<p>これより議事に移りたいと思います。</p> <p>議事録署名委員の指名をいたします。</p> <p>小樽市農業委員会会議規則第10条の規定による議事録署名委員に14番本間委員、1番田口委員を指名いたします。</p> <p>それでは、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局 (農地係長)	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」御説明いたします。農地法第3条第1項の規定による賃借権設定の許可申請がございました。お手元に送付した議案第1号と別に配布した資料を御覧ください。申請に係る農地の所在場所は、〇〇丁目〇〇番〇〇面積〇〇㎡の内〇〇㎡になります。貸主は〇〇さんです。借主は〇〇さんであります。借主の〇〇さんは現在、所有地で土地改良や植え付けを行っており、隣接しているところに使用していないハウスがあったことから、貸してほしいと依頼があったため今回の申請となったものです。農地法第3条第2項各号との関連性については、資料にありますとおり、①取得後において農地の全てを効率的に利用して耕作すること、②機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、③権利を取得しようとする者又は世帯員等がその取得後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると見込まれること、などとなっています。</p> <p>以上により、本件は農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件は全て満たしていると判断されるものです。説明は以上となりますが、この農地に係る賃借の可否について、</p>

<p>議 長</p>	<p>御審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>説明が終わりました。 意見・質問のある方は挙手願います。 それでは、議案第1号、提案通り決定することに賛成の方、挙手願います。 全員賛成ですので、議案第1号は原案の通り決定いたしました。 続いて、「報告第1号 現況証明書交付の報告について」を上程いたします。 内容について、事務局より説明願います。</p>
<p>事 務 局 (農地係長)</p>	<p>説明いたします。 本件につきましては、小樽市農業委員会現況証明事務処理要綱第4条及び第8条の規定に基づき地区担当委員が現況を確認し、会長の専決処分により証明書を交付したものです。 件数は、市街化区域内の土地が〇〇件〇〇筆、市街化調整区域内の土地が〇〇件〇〇筆でした。申請地付近に住む委員が現況を確認し、証明書を交付したものです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。意見・質問のある方は挙手願います。 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。 続いて、「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書について」を上程いたします。 内容について、事務局より説明願います。</p>
<p>事 務 局 (農地係長)</p>	<p>説明いたします。 農地法第5条第1項の規定による届出が〇〇件ございました。 所在地は、〇〇丁目〇〇番〇〇で登記地目「畑」で面積が〇〇㎡市街化区域の土地になります。転用目的は土砂仮置場用地です。貸主は〇〇さんです。借主は〇〇さんです。書類上適正な届出と認め、受理通知書を交付したものです。農地台帳に登載ありませんでした。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。意見・質問のある方は挙手願います。 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。</p>

議 長	<p>続いて、「報告第3号 土地現況の照会書に対する回答報告について」を上程いたします。</p> <p>内容について、事務局より説明願います。</p>
事 務 局 (農地係長)	<p>説明いたします。</p> <p>農地等の現況確認について、札幌法務局小樽支局より〇〇件ございました。所在地は〇〇町〇〇番〇〇、地目は畑で面積が〇〇㎡で、〇〇に隣接する一般住宅敷地です。この土地は、農林省所有で昭和45年から住宅敷地として転用貸し付けをしていたもので、平成〇〇年に売り渡し、買主が地目変更を行っていないものであり非農地と回答いたしました。以上であります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。意見・質問のある方は挙手願います。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。</p> <p>以上で、本日の審議事項は終了しました。 その他、委員の皆様から何かありますか？ 事務局から何かありますか？</p>
事務局長	<p>次回の委員会は、7月28日(月)、場所は、別館4階第3委員会室を予定しています。詳しくは後日案内させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">(午前10時30分閉会)</p>

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。